

(参考) 最近の農林水産業関係の規制改革の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能なエネルギーの設置規制の見直し 【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時転用許可の対象とした(平成25年3月31日、通知を発出)。
2	再生可能なエネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能なエネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。
3	再生可能なエネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第2種農地又は第3種農地において再生可能なエネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能なエネルギー設備の設置が可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を発出)。
4	農地法面を活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を発出)。
5	再生可能なエネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能なエネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化(平成24年6月29日、通知を発出)。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、從来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出(平成25年4月5日)。
7	防災集団移転促進事業に係る規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした(平成25年2月4日、省令改正)。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化 【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする(省令改正予定)。
9	農地の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるよう(平成25年4月17日、通知を発出)。
10	農林水産業信用保証制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	面制度の対象業種等について事例集を作成・配布(平成24年7月31日)するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出(平成25年4月12日)。

(参考)「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

番号	事項名	制度の現状と課題
1 【食品衛生法】 「水産物輸出払戻のための衛生証明書発行の円滑化」	中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。	
2 【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】 「うぬの需要拡大のための梅酒の表示の適正化」	現行では、うぬめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようになれば、うぬの需要拡大につながる。	
3 【建築基準強度等に関する告示の整備】 「大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【JAS法・建築基準法】」	現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用できない。(※)CLT(※)は、木造の纖維板を積層接着した重厚なパネル	
4 【付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の充認】 「機能性表示の充認【栄養法、食品衛生法、景表法】」	現行では、保健機能を有する成分を言わざり加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能性表示をすることができないが、表示が認められられるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。	
5 【日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶことのためのビザの要件緩和【入管法】】	現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に八国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。	
6 【製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】】	農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の從業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。	
7 【食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。	
8 【河川法】 「小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化】	小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。	
9 【電気事業法】 「小水力発電施設の設置のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和】	小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。	
10 【旅館業法】 「NPO等による農林漁業体験民宿の開設をするための規制の緩和】	農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準(床面積)が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。	
11 【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】 「食料品アクセス環境の改善】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようになることが必要。	
12 【都市計画法】 「農業関連施設の開発許可申請除外の徹底】	市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。	
13 【航空機製造事業法】 「無人ヘリコプターの重量規制の緩和】	現行の規制のかからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。	
14 【入管法】 「農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上】	現行では、農業の技能実習を行つ外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受け入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。	

總理指示

平成25年8月8日

第4回農林水産業・地域の活力創造本部

これまでの当本部や産業競争力会議等での議論を踏まえ、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとして欲しい。その際、特に以下の3点を基本として検討されたい。

1. 農山漁村の有するポテンシャルを十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、我が国全体の成長に結びつけるとともに美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこと。
2. 消費者の視点を大切にし、農林水産業者が経営マインドを持って生産コストを削減し収益の向上に取り組む環境を創り上げること。
3. チャレンジする人を後押しするよう、規制や補助金などの現行の施策を総点検し、農業の自立を促進するものへと政策を抜本的に再構築すること。

平成25年8月8日開催 第4回農林水産業・地域の活力創造本部資料

検討課題

1 農業を成長産業とし、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標を実現するための戦略を推進する。

(1) 異業種連携、ICTの活用、知的財産の総合的な活用等により農業にイノベーションを起こし、マーケットインの観点から6次産業化等を推進

- ① 多様な異業種との戦略的連携（農商工連携及び医食農連携等による6次産業化、再生可能エネルギー、機能性表示並びに異分野との融合等による研究開発における連携を含む。）
- ② 生産・流通システムの高度化（ICTの活用を含む。）
- ③ 知的財産の総合的な活用及び新品種・新技術の開発・普及

(2) 国内外の需要を取り込むため、輸出促進等の施策を推進

- ① F B I 戦略に基づく輸出の促進と食文化・食産業のグローバル展開（輸出環境整備（検疫、衛生証明書、H A C C P の普及促進等）、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社海外需要開拓支援機構、日本貿易振興機構等との連携、海外での農産物バリューチェーン構築にも資する農業インフラシステム展開及び外国人が働きながら日本料理を学ぶための措置を含む。）
- ② 学校給食、食育等による国内需要の増大及び新たな国内ニーズに即した農林水産物・食品（機能性食品、薬用作物を含む。）の生産・開発・普及
- ③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

(3) 農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、法人経営、大規模家族経営、集落営農等といった多様な担い手への農地の集積・集約化や、産業界の努力も反映させ資材・流通面でのコスト削減への取組を推進

- ① 農地中間管理機構（仮称）の整備・活用による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等（人・農地プランの作成・見直しの推進及び農地利用電子マップの整備を含む。）
- ② 多様な担い手の育成・確保（農業法人等が創意・工夫をしやすい経営環境の整備、企業の農業参入の加速化を含む。）
- ③ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化などの農業基盤の整備
- ④ 多様な需要に即した生産体制の整備、生産・流通コスト低減対策（担い手のコメの生産コストの低減、食品ロス削減を含む。）

- 2 林業の成長産業化を図るため、C L T等新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物等の木造化等による木材需要の創出、需要者ニーズに対応した国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。
- 3 水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力向上を図るため、浜ごとの特性・資源状況等を踏まえ、国産水産物の消費・輸出拡大、省エネの推進等を通じた収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の展開を推進する。
- 4 美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための施策を推進する。
 - ① 農山漁村コミュニティ・集落の再生、地域活性化（社会福祉法人等の農業生産を通じた活動の促進等の福祉、教育、観光等との連携（外部人材等の活用を含む）や、多様な主体による森林づくり活動を含む。）
 - ② 多面的機能の維持・向上（経営所得安定対策の適切な見直しと多面的機能の発揮を図るための新たな直接支払制度の創設の検討を含む。）
 - ③ 市民農園・交流農園の活用などを通じた都市農業の振興
 - ④ 鳥獣被害対策
 - ⑤ 地方公共団体と地域の金融機関等が連携する地域経済のイノベーションサイクルの構築

このほか、当本部での議論の進捗に加え、産業競争力会議や規制改革会議等の関係組織における議論の進捗も踏まえて、必要に応じて、検討内容を調整、追加していくこととする。

以上の課題について各府省が連携して検討する。

なお、東日本大震災の被災地である東北地方は農林水産業が基幹産業であり、復興方針において東北を新たな食料供給基地として再生するとされていることを踏まえ、被災地における新しい戦略や先端的技術の実証等復興に関する施策で得られた知見・ノウハウの反映を進める。

今後の検討スケジュール

8月8日

・ 検討課題の提示

各論の議論開始

8月末又は9月上旬

5回程度に分けて以下の項目について検討を行う。

- ・ 林野・水産関係のヒアリング
- ・ 農地中間管理機構（仮称）による農地の集約化をはじめとした農業構造の改革と生産コストの削減
- ・ 6次産業化等の推進、国内外の需要拡大等
- ・ 美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための施策

※ 上記に加えて、産業競争力会議、規制改革会議等の議論の進捗状況を踏まえて、同会議等から報告、議論。

11月中旬

11月末メド

・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）

(参考資料 1)

経済財政運営と改革の基本方針（抄）

～脱デフレ・経済再生～

（農林水産業関連部分抜粋）

〔 平成25年6月14日
閣議決定 〕

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

(2) 農林水産業・地域の活力創造

生産者の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的問題に対応し、競争力強化の観点から、担い手への農地集積・集約、6次産業化、農林水産物・食品の輸出拡大、科学技術イノベーションの活用等を進めるとともに、経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設を検討する。また、森林・林業について、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等に取り組む。さらに、水産業について、水産物の消費・輸出拡大、持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備の推進等を図る。攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にする。美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承する。また、食の安全を確保し、消費者からの信頼を確保する。このため、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、具体的な方策をできるだけ早期に取りまとめ、実行に移す。

（その他関連部分）

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

1. 「日本再興戦略」の基本設計

(1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン）

⑤ 規制改革等

（前略）再生医療の推進、医療機器に係る規制改革の推進、石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化、一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直しなど、特に緊急性・重要性の高いテーマを含め、規制改革会議の答申17がまとめられた。これを踏まえ、政府の取組方針をまとめた「規制改革実施計画」18を着実に推進し、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。今後、我が国の規制が世界最先端になっているかを検証する国際先端テストの実施等を通じ、規制の多くが内包する利害対立の構造を突破し、大胆な改革を進める。また、規制改革会議において、農業、保険外併用療養費制度などについて議論を掘り下げ、思い切った規制改革に取り組むとともに、所管府省による規制見直しのPDCA19サイクルの仕組みについて検討を行う（後略）。

(3) グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）

② TPP等の経済連携

国益に資する経済連携交渉を推進するため、関係府省庁などの体制強化を図る。TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTAといった広域経済連携と併せ、その先にある、より大きな構想であるFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）のルールづくりのたたき台としていく。また、欧州等との経済連携も同時並行で推進し、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、中核的な役割を果たす。

日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)
 (農林水産業関連部分抜粋)

=第I 総論=

1. 成長戦略の基本的考え方

今回の成長戦略を始めとする三本の矢を実施することなどを通じて、中長期的に、2%以上の労働生産性の向上を実現する活力ある経済を実現し、今後10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を実現することを目指す。2010年代後半には、より高い成長の実現を目指す。その下で、1人当たり名目国民総所得(GNI)は中長期的には年3%を上回る伸びとなり、10年後には150万円以上増加することが期待される。

2. 成長への道筋

(1) 民間の力を最大限引き出す

(規制・制度改革と官業の開放を断行する)

農業については、農地中間管理機構を整備・活用して、農地集約を加速化した上で、リース方式により企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進する。

4. 進化する成長戦略

(2) 本格的成長実現に向けた今後の対応

農業については、担い手への農地集積・集約や、企業参入の拡大などに係る施策が盛り込まれているが、農業・農村全体の所得の倍増を達成するためには農業生産性を飛躍的に拡大する必要がある。そのためには、企業参入の加速化等による企業経営ノウハウの徹底した活用、農商工連携等による6次産業化、輸出拡大を通じた付加価値の向上、若者も参入しやすいよう「土日」「給料」のある農業の実現などを追求し、大胆な構造改革に踏み込んでいく必要がある。

5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例

今回の成長戦略では、「成長への道筋」を実行・実現するものとして、「日本産業再興プラン」「戦略市場創造プラン」「国際展開戦略」の3つのアクションプランを打ち出している。このプランのうち、「成長への道筋」に沿って、早期に取り組む必要がある代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおり。

(1) 民間の力を最大限引き出す

(規制・制度改革と官業の開放を断行する)

⑤農林水産業を成長産業にする

<成果目標>

- ◆今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする
- ◆2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状1兆円）とする
- ◆2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状約4,500億円）とする
- ◆今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定する。

- (i) 農地中間管理機構が、市町村や民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げた体制を構築しつつ、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の担い手への農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立する。 【本年秋までに具体化、速やかに法制化を含む措置を実施】
企業の参入状況の検証等を踏まえ、農業生産法人の要件緩和など所有方式による企業の参入の更なる自由化について検討を行う。
- (ii) 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開等を行う。また、新品種・新技術の開発・普及、医療福祉等の異業種連携等により、農業にイノベーションを起こし、付加価値を高める。 【今年度から実施】
- (iii) 今後10年間で倍増する（340兆円→680兆円）グローバルな「食市場」の獲得を目指す。このため、国別・品目別輸出戦略を策定する。また、世界の料理界での日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を一体的に推進する。 【今年度から実施】

=第Ⅱ 3つのアクションプラン=

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

社会像：世界を惹きつける地域資源ブランドを成長の糧とする誇り高い地域社会

戦略分野：農林水産物・食品、6次産業、コンテンツ・文化等の日本ブランド

市場規模：【農業】(国内) 農業・食料関連産業生産額 100兆円 ⇒ 120兆円 (2020年)

うち、6次産業の市場規模 1兆円 ⇒ 10兆円 (2020年)

(海外) 世界の食市場規模 (※) 340兆円 ⇒ 680兆円 (2020年)

※AT カーニー社推計

【観光】訪日外国人の我が国国内での旅行消費額

1.3兆円 (2010年) ⇒ 4.7兆円 (2030年)

雇用規模：【農業】新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大

【観光】訪日外国人の旅行消費がもたらす雇用効果

25万人 (2010年) ⇒ 83万人 (2030年)

(1) 2030年の在るべき姿

日本各地には世界を惹きつける高品質な農林水産物や観光資源などの魅力的な地域資源が豊富に存在し、「日本ブランド」ともいべき価値が存在している。こうした地域の資源を活用し、世界の消費者や企業を惹きつけることで、自律的・持続的に稼ぎ、豊かに発展していく地域社会を作り立たせる。

このため、次の2つの社会像の実現を目指す。

- ① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会
- ② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

I) 社会像と現状の問題点

消費者志向のマーケットインの発想と地域の特性を活かした農林水産業とのマッチングにより、日本の優れた農林水産物・食品が世界中に輸出され、地域の農林水産物・食品が世界市場に広く行きわたるようにする。多面的機能を適切かつ十分に發揮しつつ、農林水産業が成長産業となり、若者・高齢者・企業等様々な主体と農林水産業のコラボレーションが進み、イノベーションの創出拠点となる活発な農山漁村社会の実現を目指す。

このような農林水産業の成長産業化は、我が国の経済再生を支える分野であるが、現状を見れば、日本の農業は、生産者の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的な問題を抱えている。これらの課題を解決するためにも、強みを引き上げ、弱みを克服する非連続的な施策を導入し、農業の構造改革を進める必要がある。また、日本は、優良な農地や豊富な森林・海洋資源に恵まれ、安全・安心かつ高品質の農林水産物を生産する技術を有しており、多様性に富む農林水産物が豊かな食文化を形成しているなど、多くの面で比較優位にあるものの、産業として捉えた場合、本来有する国際競争力を活かしきれていない。

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

農林水産業の競争力を強化する観点から、生産現場の強化や需要面の取組、それらをつなぐ6次産業化等を一体的に進めるとともに、経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設の検討を行う。

農林水産業を成長産業とし、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す。その着実な推進のため、官邸に設置した「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の政策の方向性を「農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）」として、できるだけ早期に取りまとめる。

具体的には、まず、農地を最大限効率的に活用できるようにするなど、生産現場を強化する。担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用、生産コストの削減を目指す。今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを目標とする。

このため、以下の取組について、本年秋までに具体的スキームを固め、速やかに法制度・予算措置を含む必要な措置を講ずる。その際、農業界と経済界の連携や民間活力の活用に十分留意し、信託の活用についても検討する。

○担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等による競争力強化

- ・担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的受け皿として都道府県の段階に農地中間管理機構（仮称）を整備し、活用する。

具体的には、農地中間管理機構が地域内農地の相当部分を借り受け（準公有状態）、大区画化等の基盤整備を行った上で、担い手（法人経営、大規模家族経営、企業、新規就農者等）への農地集積・担い手ごとの農地の集約化に配慮して貸し付けることにより農地利用

の再配分を行うスキームを確立し、積極的に活動できるようとする。その際、農地中間管理機構は、市町村・民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げて取り組む体制とする。

- ・耕作放棄地については、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も解消対策の対象とするとともに、耕作放棄地の所有者に対し農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認したり、所有者不明の耕作放棄地について、公告制度を使いややすくし、裁定により同機構に利用権を設定する等、手続きの大幅な改善と簡素化を図る。
- ・これらの措置と併せて、地域の農業者の徹底した話し合いにより担い手への農地集積の合意形成を図る「人・農地プラン」の作成・見直しを推進し、農地の集積・集約化を着実に進める。
- ・なお、2009年に完全自由化されたリース方式による企業の農業参入を、農地中間管理機構も活用しながら積極的に推進する。また、農業生産法人の要件緩和などの所有方式による企業の農業参入の更なる自由化について、2009年に実施したリース方式での参入の完全自由化と農業生産法人の要件緩和後の参入状況の検証等を行うとともに、農地の集積・集約化の推進に与える影響も考慮しつつ、検討する。
- ・生産性向上に結び付く農地集積をサポートするため、都道府県等が行う大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備を農地中間管理機構も活用しながら推進する。

さらに、新技術の活用、異業種連携等により、農業にイノベーションを起す。この中で、マーケットインの発想を定着させる。6次産業の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円とする。

○農商工連携等による6次産業化の推進

- ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開や、異業種連携等の促進により6次産業化を推進する。
- ・健康に着目した食の市場拡大による健康長寿社会の実現と国内需要・市場拡大、福祉・教育・観光等と連携した都市と農村の交流の拡充等を図るため、食の科学的知見の体系化に向けた产学官の体制整備、食習慣と健康の関連性の調査等を来年度から実施する。また、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図る。
- ・新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により「強み」のある農畜産物の創出を進め、年内に品目毎の新品種・

新技術の開発・保護・普及の方針を策定・公表する。また、海外での遺伝資源獲得の円滑化や知的財産権の侵害対策等、我が国の種苗産業の共通課題の解消を総合的に推進するための取組体制を整備する。

- ・異業種との連携による地域における消費拡大や学校給食等における利用拡大等の取組とともに、多様な事業者からなる協議会が主体となる「食のモデル地域」を本年中に設け、国産農林水産物の利用拡大に向けた取組を推進する。
- ・再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後5年間に約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。

また、日本の農林水産物・食品の輸出促進等による需要の拡大を図る。2020年に農林水産物・食品の輸出額を、現状の約4千5百億円から1兆円とすることを目指す。このため、国別・品目別輸出戦略を策定する。また、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を、日本貿易振興機構（JETRO）等とも連携を深めつつ、一体的に推進する。

○国別・品目別輸出戦略の策定

- ・日本食を特徴づけるコンテンツ（水産物、日本酒などのコメ・コメ加工品、牛肉、青果物等）の輸出拡大を図る観点から、品目別の農林水産物・食品の輸出額に係る数値目標、輸出環境の整備等に係る目標を年内に設定する。
- ・植物検疫などの輸出に必要な手続を卸売市場で行うことにより、スピーディーな輸出を実現するとともに、産地間連携による日本の農林水産物を年間を通じて安定的に供給できる体制の構築を実現する。
- ・日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCP（危害分析・重要管理点）システムの普及を図る観点から、マニュアルの作成や輸出HACCP取得支援のための体制の整備を来年度までに実施するとともに、輸入手続の際に提出を求められることがある自由販売証明書の発行体制を今年度中に構築する。

○食文化、食産業のグローバル展開

- ・日本食材と世界の料理界とのコラボレーションの促進や、日本食の普及を行う人材育成等を通じ、日本食材の活用を推進（Made FROM Japan）する。

- ・ビジネス環境の整備、人材育成、知的財産の侵害対策、出資による支援等を通じて、日本の「食文化・食産業」を海外展開 (Made BY Japan) する。
- ・国別・品目別輸出戦略の策定、ビジネス環境の整備、出資による支援等を通じて、日本の農林水産物・食品を輸出 (Made IN Japan) する。
- ・上記の食産業のグローバル展開の実現に向け、官民共同による意見交換の場の設置、専門知識や経験を持つ人材を確保・活用する仕組みの構築、フードシステム全体の海外展開を図る取組を来年度から実施する。
- ・また、「食」がテーマの「2015年ミラノ国際博覧会」等への出展を通じ、我が国農林水産業・食関連産業の強みや日本食・食文化の魅力を発信する。

さらに、新たな育種技術や高機能・高付加価値農林水産物の開発、IT・ロボット技術等の科学技術イノベーションを活用した生産・流通システムの高度化等を通じ、こうした市場・産業の拡大・発展を図る。

○新技术による農林水産物の高機能化、生産・流通システムの高度化

- ・ゲノム情報等を活用した農林水産技術の高度化（重要形質を改良するための育種技術の開発等）、高機能・高付加価値農林水産物の開発（予防効果等のある付加価値の高い食品を個人のニーズに合わせて供給するシステム（「テラーメイドシステム」の構築、医学・工学などとの融合等））を2030年までの実現を目指して、研究開発を推進する。
- ・IT・ロボット技術等を活用した農林水産物の生産・流通システムの高度化（大規模・省力・軽労化栽培・生産体系の開発等）、微生物やバイオマスによるエネルギー資源生産技術の開発・普及を目指して、研究開発や大規模実証を推進する。
- ・高い生産技術を持つ篤農家の知恵を人材育成や収益向上等、多面的に利活用する新たな生産方式の構築を2016年までに達成するとともに、農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの普及によるバリューチェーンの構築に取り組む。これらのIT利用技術により、生産された農産物と当該技術の海外展開を2017年度以降成長軌道に乗せる。

また、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、施業集約化等を進めるとともに、国産水産物の消費・輸出拡大、適切な資源管理等を通じた収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の推進等により、林業及び水産業の成長産業化を図る。